

4月から 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の月額が変わります

■児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護している父、母または養育者に支給

■特別児童扶養手当

在宅で身体または精神に重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している父、母または養育者に支給

☎子育て支援課(東庁舎)

☎71・2328 ☎72・3788

■特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある人に支給

■障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の人に支給

☎社会福祉課(東庁舎)

☎71・2364 ☎72・3788

手当種別		4月から(新)	3月まで(旧)	
児童扶養手当	全部支給	42,290円	42,330円	
	一部支給	42,280円 ～ 9,980円	42,320円 ～ 9,990円	
	第2子加算	全部支給	9,990円	10,000円
		一部支給	9,980円 ～ 5,000円	9,990円 ～ 5,000円
	第3子加算	全部支給	5,990円	6,000円
		一部支給	5,980円 ～ 3,000円	5,990円 ～ 3,000円
特別児童扶養手当	1級	51,450円	51,500円	
	2級	34,270円	34,300円	
特別障害者手当		26,810円	26,830円	
障害児福祉手当		14,580円	14,600円	

人権シリーズ

4月2日～8日は発達障害啓発週間です

毎年4月2日は、国連が制定した「世界自閉症啓発デー」です。世界各地で自閉症の啓発に関する様々な取り組みが行われます。日本では4月2日～8日の一週間を「発達障害啓発週間」とし、自閉症をはじめ発達障がいについて多くの人に正しく理解していただき、発達障がいのある人とその家族への理解と支援の輪が広がるよう各種イベントを展開しています。

発達障がいとは

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害」と定義されています。定義を読むととても難しく感じてしまいますが、重要なのは「発達障がいには様々なタイプがある」ということです。また、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合もあります。

発達障がいに関する誤解

発達障がいは、一見してわかる障がいではないため、様々な誤解を生んでしま

うことがあります。よくある誤解と理解していただくポイントを紹介します。

①発達障がいはずっと発達しない？

個人差はありますが、年齢とともに成長していく部分もあり、必ずしも不変的な障がいとは言いきれません。障がいをもちつつ適応を促していくという視点が重要です。

②発達障がいは放っておいてもそのうち何とかなる？

発達障がいをもつ人から、「小さい頃から配慮が受けられず困難な環境の中で苦労して成長した」という話を耳にします。発達障がいはい一つの個性だから配慮は必要がないと考えるのは行き過ぎで、早期の対応がとても大切です。

「ライト・イット・アップ・ブルー」を知っていますか

発達障害啓発週間初日の4月2日に、発達障がいへの理解を深めるため、東京タワーなどを「癒し」や「希望」を表す青色でライトアップする「ライト・イット・アップ・ブルー」という啓発イベントが行われます。このようなイベントの意味を理解し、関心を持ってもらうことが発達障がいの理解や支援の第一歩です。ぜひ注目してみてください。

※今月は、社会福祉課が担当しました